

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2018年2月号 | No. 02/2018

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER (英語版) (www.wipo.int/pct/en/newslett) の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER (英語版) に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT40周年記念

2018年1月24日は、特許協力条約 (PCT) の第I章の発効¹ から40周年の記念日となりました。世界知的所有権機関を設立する条約の発効に基づき、その前身であるBIRPI² の加盟国によって1970年4月26日³ に設立されたばかりの比較的新しい組織である世界知的所有権機関 (WIPO) にとって、1978年にこの新条約の発効を迎えたことは大きな成果でした。以来PCTは着実に規模を拡大し、WIPOにおける知的所有権に関する国際出願制度の中で最大のものに発展しました。

条約発効当初PCTの対象は13ヶ国でしたが、1978年6月1日の運用開始時 (すなわちPCT受理官庁によるPCT出願の受理及び処理開始時) には、さらに5ヶ国増えていました。現在では、PCT締約国の数は152に上ります。

PCTの発効に関する詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/treaties/en/notifications/pct/treaty_pct_14.html

PCT Newsletter の中国語及び韓国語抄訳

PCT Newsletter の中国語及び韓国語抄訳がこの程、オンラインでご利用いただけるようになったことをお知らせいたします。日本語抄訳については2003年からPCTウェブサイト上で掲載されておりますが、この度、中国語及び韓国語のPCTユーザのために同様のサービスの提供を開始いたしました。

これらの抄訳では、全てのPCTユーザに関係する情報、またそれぞれの言語が使用される国々のユーザにとって特に関連する情報を提供いたします。特定の情報、例えばPCTセミナーカレンダー、PCT手数料表及びPCT締約国一覧は、引き続き英語でのみご利用いただけます。

当該抄訳はPCT Newsletter の英語版の掲載後、可能な限り速やかに掲載されます。PCT Newsletter の中国語、日本語及び韓国語の抄訳は、それぞれ以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/zh/newslett/index.html> (中国語)

<http://www.wipo.int/pct/ja/newslett/index.html> (日本語)

<http://www.wipo.int/pct/ko/newslett/index.html> (韓国語)

¹ PCTの第II章は1978年3月29日に発効しました。

² 知的所有権保護合同国際事務局。

³ 4月26日が世界知的所有権の日として祝われる理由です (<http://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/> 参照)。

知的所有権庁（ベルギー）が受理官庁としての機能を欧州特許庁へ委任

知的所有権庁（ベルギー）（OPRI）は、2018年4月1日から、PCTに基づく受理官庁としての行動を停止することを国際事務局（IB）に通知しました。そのため当該日以降は、基本的に、当該官庁に対しPCT出願を提出することはもはやできなくなります。OPRIはPCTに基づく受理官庁としての義務を欧州特許庁（EPO）へ委任しますが、EPOは、ベルギーの国民及び居住者であるPCT出願人にとって、すでに管轄受理官庁（IBに加えて）となっています。

OPRIはまた、PCT第27条(8)、欧州特許条約（EPC）の第151条及び第75条(2)(a)に従い、出願人がベルギーの国籍を有する若しくはベルギーに居所又は所在地を有する場合であって、ベルギーの国防若しくは安全保障に利害関係を有するPCT出願は、すでにそう義務付けられているように、EPOではなくOPRIに対しての出願が義務付けられることをIBに通知しました。PCT出願が、ベルギー経済法第XI.91条 §2の規定の範囲内でベルギーの国防若しくは安全保障に利害関係を有するかどうかを決定すること、そして該当する場合には、OPRIに対し出願を提出することは、出願人の責務です。しかしながら、そのような場合であっても、OPRIはPCTの受理官庁としては行動しません。OPRIは、EPCの第151条及び第75条(2)(a)に従い、EPOの代わりにこれらの出願を受理します。そのために、OPRIがそのような出願を受理した日付が、EPOによる受理日として認められます。

当該情報により、PCT出願人の手引、付属書B1（BE）が更新されました。

特定のPCT規則の国内法令との不適合通知の取下げ

2018年4月1日から、知的所有権庁（ベルギー）（OPRI）が受理官庁としての機能をEPOへ委任するに当たり（上記、「知的所有権庁（ベルギー）が受理官庁としての機能を欧州特許庁へ委任」参照）、OPRIは、以下の国内法令との不適合通知の取下げが当該日から発効する旨を国際事務局（IB）に通知しました。

- PCT規則20.8(a)に基づく通知（欠落部分又は要素の引用による補充に関するもの）
- PCT規則26の2.3(j)に基づく通知（受理官庁による優先権の回復に関するもの）

当該情報により、「PCT留保、宣言、通知及び不適合」及び「優先権の回復」に関する表がそれぞれ更新されました。以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

国際出願の電子出願及び処理

知的所有権庁（セルビア）による電子形式での国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としての知的所有権庁（セルビア）は、2018年3月1日から、電子形式での国際出願の受理及び処理を開始することを、PCT規則89の2.1(d)に基づき国際事務局（IB）に通知しました。

当該官庁はePCT出願を利用した電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表I(a)に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、まもなく公示（PCT公報）に掲載されます。以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (RS) が更新されました。)

国家知的所有権庁 (クロアチア) による ePCT 出願を利用しての国際出願の受理開始

国家知的所有権庁 (クロアチア) は受理官庁の資格において、すでに電子形式での国際出願の受理を開始していますが、2018年3月1日から、ePCT出願を利用した国際出願を受理することを国際事務局に通知しました。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、まもなく公示 (PCT公報) に掲載されます。以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (HR) が更新されました。)

カンボジアにおける欧州特許の有効化

欧州特許機構とカンボジア政府間の欧州特許の有効化に関する新しい取決めが、2018年3月1日に発効します。カンボジアはEPOの加盟国ではありませんが、当該日以降、欧州特許及び欧州特許出願 (欧州特許として指定のあるPCT出願を含む) のカンボジアでの有効化が可能になります。カンボジアで有効化された欧州特許及び欧州特許出願は、当該国での国内出願及び特許と同様の権利及び法的効果を有します。当該取決めへの署名により、カンボジアは当該国の領土において欧州特許を認める最初のアジアの国となります。

詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/president-notices/archive/20180209.html>

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20180209.html>

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCTの出願人は、認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本をDASから取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求できます。DASのサービスをご利用いただくためには、先の出願が提出された官庁がDASの提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁はDASの提供庁である必要はありません。

国立工業所有権機関 (ブラジル)

国立工業所有権機関 (ブラジル) は、2017年12月1日からDASの提供庁としての運用を開始したことを、IBに通知しました。当該官庁は、提供庁として、出願人の請求に応じて優先権書類のアップロードのためにDASの官庁用ポータルを利用します。

詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#BR>

インド特許庁

インド特許庁は、2018年1月31日から、DASの提供庁及び取得庁として運用を開始したことをIBに通知しました。提供庁としては、2018年1月31日以降に当該官庁へ提出される、PCT出願を含む特許出願及び意匠出願の認証謄本を優先権書類として提供しますが、出願人がそれらの書類が当該サービスで利用可能になるよう特別に請求した cases に限ります。取得庁としては、優先権書類を提出する期間が2018年1月31日までに満了していないいづれの出願に関しても、優先権書類がDASを通じて提供されることを許可します。

詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#IN>

DASの参加庁の一覧は、以下のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

PCT 最新情報

- BE: ベルギー (管轄受理官庁)
- CA: カナダ (国内段階移行のために要求される翻訳文の内容、国際出願の写しの提出)
- FI: フィンランド (手数料)
- HR: クロアチア (電子出願)
- IB: 国際事務局 (電子メールアドレス)
- KR: 大韓民国 (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)
- RS: セルビア (電子出願)
- RU: ロシア連邦 (手数料)
- SY: シリア・アラブ共和国 (官庁の名称、電話とファックス番号、電子メールアドレス)
- UZ: ウズベキスタン (官庁の名称、所在地とあて名、電話とファックス番号、電子メール及びインターネットアドレス)
- ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、米国特許商標庁、ヴィシエグラード特許機構)

補充調査手数料 (欧州特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、ヴィシエグラード特許機構)

予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料 (欧州特許庁)

PCT 関連資料の新/更新情報

ディスタンスラーニングコース：特許協力条約入門 (2018年1月版)

PCTに関するディスタンスラーニングの入門コース (DL101PCT) が全ての10 PCT 公開言語で更新されました。更新版はライセンスの利用可能性の請求についての新たな章 (新たな章 11.4) と本文の若干の改訂を含みます。

本コースは PCT 制度の入門及び概要を提供しており、理解度と進度を測るためのテストが設けられた、完全な自主学習形式です。全てのコース終了後には、コース修了証明書がダウンロードできます。無料である本コースの受講にご興味のある方は、WIPO アカデミーの以下のウェブページ上で、ご登録いただけます。

<https://welc.wipo.int/acc/index.jsf>

PCT40 周年記念

PCT40 周年記念に関する情報（上記、「PCT40 周年記念」参照）が、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語で、それぞれ以下のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ar/40years/index.html> (アラビア語)

<http://www.wipo.int/pct/zh/40years/index.html> (中国語)

<http://www.wipo.int/pct/en/40years/index.html> (英語)

<http://www.wipo.int/pct/fr/40years/index.html> (仏語)

<http://www.wipo.int/pct/de/40years/index.html> (独語)

<http://www.wipo.int/pct/ja/40years/index.html> (日本語)

<http://www.wipo.int/pct/ko/40years/index.html> (韓国語)

<http://www.wipo.int/pct/pt/40years/index.html> (ポルトガル語)

<http://www.wipo.int/pct/ru/40years/index.html> (ロシア語)

<http://www.wipo.int/pct/es/40years/index.html> (スペイン語)

偽の手数料の支払い請求

新たな請求書

PCT出願人や代理人がWIPO国際事務局（IB）からの通知ではなく、PCTに基づく国際出願の手続きに関係のない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“**IPRS – Intellectual property register services**” 及び “**IPTR – International Patent and Trademark Register**” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCTユーザがWIPOに通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

PCT出願人及び代理人は、優先日から18ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのはIBのみであることにご留意ください（PCT 第21条 (2) (a) 参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果はPCT第29条に規定されています。PCT出願人や代理人の皆様におかれましては、まだそうなされていない場合には、組織内の手数料支払い担当者や、このような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： (+41-22) 338 83 38

FAX番号： (+41-22) 338 83 39

電子メール： pct.legal@wipo.int

WIPOは、PCT出願人、代理人又は発明者（PCTユーザ）の皆様に、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“政府機関又は苦情を受け付ける消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PATENTSCOPE 検索システム

ビデオチュートリアル

PATENTSCOPE 検索システムを説明する短い複数のビデオを含むウェブページが更新されました。以下のリンク先をご覧ください。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/tutorial.jsf>

これらのビデオはデータベースの使い方について段階的な説明とアドバイスを提供しております。ほんの数分で以下の機能を学ぶことができます。

- キーワード、番号、名称による検索方法
- 複雑な検索式の作成方法
- 化学情報の検索方法
- 検索語の同義語を探し出すとともに、関連する翻訳語を得るための CLIR の利用方法
- 結果一覧の読み方
- IPC 統計の利用方法
- 公開された全ての PCT 出願へのアクセス方法
- 各国特許登録簿の利用方法
- 特許活動の概要の入手方法
- 公開された配列表へのアクセス方法、及び
- アカウントの作成方法

実務アドバイス

受理官庁による先の調査の結果の国際調査機関（ISA）への送付、及び出願人によりそのような請求がなされていない場合の ISA による先の調査の結果の利用

Q: *PCT Newsletter* 2018 年 1 月号の実務アドバイスで、国際調査報告を作成する際に ISA が先の出願に関する調査の結果を考慮するよう、出願人が請求するための方法が説明されました。出願人が PCT 規則 4.12 に基づく請求を明示的に行っていない場合であっても ISA が結果を考慮するのはどのような状況においてでしょうか？また、ISA が先の調査の結果を考慮することを出願人が望まない場合、取り得る行動はあるのでしょうか？

A: 先の調査及び先の分類の結果の ISA への送付及び ISA による利用に関し、2017 年 7 月 1 日に、新たな PCT 規則 23 の 2 が発効するとともに、PCT 規則 12 の 2 及び 41 が改正されたことを思い出してください。2017 年 7 月 1 日以降に提出された国際出願に適用される当該変更の結果として、受理官庁 (RO) は、特定の状況において、出願人が先の調査を ISA が考慮するよう請求したかどうかに関係なく、ISA に対して先の出願に関する先の調査及び先の分類の結果の写しを送付することが要求されます。

国際出願が先の出願の優先権を主張しており、出願人が先の調査の結果を考慮するよう (ePCT 出願、PCT-SAFE、若しくはその他の PCT オンライン出願ソフトウェアを利用の際は適切なオプションを選択することにより、又は願書様式の第 VII 欄の続きの項目 1 で該当する箇所に記載することにより) ISA に請求しなかった場合には、RO は、

- 先の出願が RO として行動する官庁と同一の国内官庁若しくは広域官庁へ提出され、及び当該官庁が当該先の出願に関する調査を行った場合、RO は国際出願時に当該官庁が入手可能な先の調査及び先の分類結果の写しを ISA へ送付することが要求されます (ISA がそのような写しをすでに入手可能な場合を除いて) (PCT 規則 23 の 2.2(a))、又は
- 国際出願が受理官庁として行動する官庁と異なる官庁に提出された一又は二以上の先の出願に基づく優先権の主張を伴い、及び当該他の官庁が当該先の出願について先の調査を行った場合又は当該先の出願を分類した場合であって、当該先の調査又はその分類の結果が、例えば、電子図書館により RO が入手可能である場合には、RO は先の調査及び先の分類の結果の写しを ISA へ送付するか否かを決定することができます (PCT 規則 23 の 2.2(c))

しかしながら、受理官庁は、新たな PCT 規則 23 の 2.2 と適用する国内法令との不適合を国際事務局 (IB) へ通知する機会 (2016 年 4 月 14 日まで) が与えられ、特定の官庁はそのような不適合を実際に IB に通知したことにご留意ください。以下に説明いたします。

1. PCT 規則 23 の 2.2 (b) に基づく不適合通知

特定の国々の官庁は、PCT 規則 23 の 2.2(b) に従い、国際出願とともに提出された出願人の請求により、ISA に先の調査の結果を送付しないことを決定することができる旨を IB に通知しました。先の調査の結果を ISA に送付しないよう求める請求は、国際出願が提出される RO が PCT 規則 23 の 2.2(b) に基づく留保をしている場合にのみ可能です。この留保は、以下の国々の RO にのみ⁴ 関係します。

DE ドイツ

FI フィンランド

SE スウェーデン

(“PCT 留保、宣言、通知及び不適合” の表も、次のリンク先からご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

出願人が上記官庁の一つへ出願する場合、ePCT 出願、PCT-SAFE 若しくはその他の PCT オンライン出願ソフトウェアを利用する際は適切なオプションを選択することにより、又は願書様式の第 VII 欄の続きの項目 2.2 のチェックボックスをチェックすることにより、RO は先の調査の結果を ISA へ送付しないよう請求される場合があります。PCT 規則 23 の 2.2(b) に基づ

⁴ 2018 年 2 月 1 日現在

く留保をしている 3 ヶ国のうち、この方法で先の調査の結果を ISA へ送付しないよう出願人が請求する可能性としては、基本的にドイツの RO が関係します。フィンランド及びスウェーデンは PCT 規則 23 の 2.2(e) に基づく不適合も IB に通知しているため、出願人からの明示的な承諾なしではこれらの結果を IB へ送付しません。

2. PCT 規則 23 の 2.2 (e) に基づく不適合通知

特定の国々の官庁は、PCT 規則 23 の 2.2(e) に従い、先の調査及び先の分類の結果の写しの出願人の承諾を得ない送付が国内法令に適合しないことを IB に通知しました。この不適合は、以下の国々の RO にのみ⁴ 関係します。

- AU オーストラリア
- CH スイス
- CZ チェキア
- FI フィンランド
- HU ハンガリー
- IL イスラエル
- JP 日本国
- NO ノルウェー
- SE スウェーデン
- SG シンガポール
- US アメリカ合衆国

(“PCT 留保、宣言、通知及び不適合” の表も、次のリンク先からご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

これは、国際出願が上記のいずれかの国の RO に出願される場合であって、出願人が、国際出願の提出時に、(ePCT 出願、PCT-SAFE 若しくはその他の PCT オンライン出願ソフトウェアを利用する際は適切なオプションを選択することにより、又は願書様式の第 VII 欄の続きの項目 2.3 の関連するチェックボックスをチェックすることにより) 当該官庁が先の調査の結果を ISA へ送付することを明示的に承諾しない場合には、RO は先の調査の結果を送付しないことを意味します。

全ての RO に関して、現在の（進行中の）国際出願において優先権が主張されている先の国際出願に関して先の調査が行われた場合であって、現在の国際出願で選択される機関とは異なる ISA が当該先の調査を行った場合には、出願人は、ePCT 出願、PCT-SAFE 若しくはその他の PCT オンライン出願ソフトウェアの関連するオプションを選択することにより、又は紙形式の出願の場合は、願書様式の第 VII 欄の続きの項目 2.3 の 2 番目のチェックボックスをチェックすることにより、RO が先の調査及び先の分類の結果を ISA へ送付することを明示的に承諾する必要がある点にご留意ください。

また、国際出願が二以上の先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合であって、二以上の先の出願に関して、受理官庁が先の調査及び先の分類の結果を ISA へ送付することを承諾する、又は受理官庁が先の調査の結果を ISA へ送付しないことを請求する権利を出願人が有し、そう望む場合には、関係する先の出願のそれぞれに関して関連する情報を提供する必要がある点にも

ご注意ください。ePCT 出願、PCT-SAFE 若しくはその他の PCT オンライン出願ソフトウェアでは、このオプションを提供しています。紙形式の出願では、願書様式の第 VII 欄の続きの項目 2.2 若しくは 2.3 の関連するチェックボックスをチェックする必要があり、関連するそれぞれの優先権主張が列記された用紙を複製し、“第 VII 欄の続きの項目 2 の続葉” と記載して願書様式に添付すべきです。

先の調査の結果の考慮についての ISA の義務に関する限り、たとえ出願人が PCT 規則 4.12 に基づき先の調査の結果を考慮するよう ISA へ請求しなかったとしても、国際出願が、ISA として行動する官庁と同一の官庁によって調査が行われた先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該機関は国際調査を行うに当たり、当該先の調査の結果をできる限り考慮するよう要求されます。RO が先の調査若しくは先の分類の結果の写しを ISA へ送付した場合、又は当該写しが当該機関が認めた形式及び方法で、例えば、電子図書館により、当該機関が入手可能である場合には、ISA は国際調査を行うに当たりこれらの結果を考慮することができますが、義務付けられてはいません (PCT 規則 41.2)。

調査手数料の払戻し、又は部分的な払戻しに関して、多くの ISA は、PCT 規則 4.12 に基づく出願人からの請求を受けて、調査を行うに当たり先の調査の結果を考慮した場合には、調査手数料の払戻し若しくは部分的な払戻しを行います。しかしながら、ISA が PCT 規則 41.2 に基づき先の調査を考慮する場合、つまり、出願人が ISA に先の調査を考慮するよう明示的に請求していなかった場合には、ISA が調査手数料を (部分的に) 払戻すことを義務付ける規定は PCT 規則には存在しない点にご留意ください。

以下のリンク先に掲載されている PCT 出願人の手引、国際段階のパラグラフ 5.073B から 5.073D に詳細が記載されております。

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

また、以下のリンク先の願書様式の備考、第 VII 欄の続きの項目 2 についてもご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/forms/request/ed_request.pdf

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧